

小 学 校 特 別 活 動

1 特別活動の特質に応じた見方・考え方

各教科等における見方・考え方を総合的に働かせて、自己及び集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること。

2 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動する上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりすることができるようにする。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

3 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。
- ② 学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。この学習の過程は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示したものである。
- ③ 特別活動の特質に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。

(2) 内容構成の改善

- ① 特別活動全体の目標と各活動との関係について、それぞれの活動や学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることを示した。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目名においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。
- ② [学級活動]の内容構成について、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるように整理した。小学校の場合、学級活動に「(3)キャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。
- ③ [学級活動]について、内容は各学年共通で示しつつ、内容の取扱いにおいて、[第1学年及び第2学年][第3学年及び第4学年][第5学年及び第6学年]の各段階で特に配慮すべき事項を示した。

(3) 内容の改善・充実

- ① 特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にした。各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。

[学級活動]

- ・ 小学校段階から学級活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を新たに設けた。
- ・ 学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。
- ・ 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、児童が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

[児童会活動]

- ・ 内容の(1)を「児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営」とし、児童が主体的に組織をつくること

を明示した。

- ・ 児童会活動における異年齢集団活動，生徒会活動においてはボランティア等の社会参画を重視することとした。
- ・ 小学校では，運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ，児童会活動には，学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮することを示した。

[クラブ活動]

- ・ 従来に引き続き，同好の異年齢の児童が共通の興味・関心を追求する活動であるとした上で，児童が計画を立てて役割分担し，協力して楽しく活動するものであることを明示した。

[学校行事]

- ・ 自然の中での集団宿泊活動等の体験活動を引き続き重視することとした。
- ・ 健康安全・体育的行事の中で，事件や事故，災害から身を守ることについて明示した。

- ② 学級活動（給食の時間を除く）の標準授業時数は，年間35単位時間（第1学年は34単位時間）とし，児童会活動，クラブ活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごと等に適切な授業時間を充てることについて変更はない。

(4) 学習指導の改善・充実

- ① 特別活動の深い学びとして，児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で，互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ② 学級活動における児童の自発的，自治的な活動を中心として，各活動と学校行事を相互に関連付けながら，学級経営の充実を図ることとした。
- ③ いじめの防止を含めた生徒指導との関連を図ること，学校生活への適応や人間関係の形成などについて，主に集団の場所で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ④ 異年齢集団による交流を重視するとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

4 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (1) 特別活動の特質に応じて，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進める。
- (2) 学校の創意工夫を生かし，学級や学校，地域の実態，児童の発達段階を考慮するとともに，内容相互及び各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間などの指導との関連を図り，児童による自主的，実践的な活動が助長されるようにする。また，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する。
- (3) 学級活動における児童の自発的，自治的な活動を中心として，学級経営の充実を図る。その際，特に，いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- (4) 幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮する。
- (5) 障害のある児童などについて，学級活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行う。
- (6) 特別活動における道徳性の育成を目指して，道徳教育の内容との関連を考慮しながら指導計画を作成する。

5 評価

- (1) 児童一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに，自ら学び考える力や，自ら律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など生きる力を育成するという視点から評価を進める。
- (2) 児童が自己の活動を振り返り，新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため，活動の結果だけでなく活動の過程における児童の努力や意欲などを積極的に認めたり，児童のよさを多面的・総合的に評価したりするようにする。
- (3) 集団活動や自らの実践のよさを知り，自信を深め，課題を見いだし，それらを自らの実践の向上に生かすなど，児童の活動意欲を喚起する評価にするよう，児童自身の自己評価や集団の成員相互による評価などの学習活動について，一層工夫する。
- (4) 評価を通して教師が指導の過程や方法について反省し，より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていく。
- (5) 各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し，評価の場や時期，方法を明らかにする。
- (6) 活動過程についての評価を大切にするとともに，児童会活動やクラブ活動，学校行事における児童の姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価する。

6 移行期間中における留意事項

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず，新学習指導要領第6章の規定によるものとする。